

- 1、豊橋支部の再建に關する報告
 - 2、九州地方情勢報告（嘉穂・田川兩郡下の
大衆黨支部は我黨支持に決定）
 - 3、遊説部の計畫報告
 - 4、吳地方情勢報告
 - 5、舊日農黨の近情報告
 - 四、黨旗作成に關する件
 - 五、黨歌作成に關する件
 - 六、露支問題に關する件（左記聲明書發表）
露支問題に關する聲明書
- 東支鐵道問題の紛糾は益々深刻を加へ、解決の困難をさへ豫想さるゝに至つた。元來東支鐵道は一九一九年ソビエツトロシアが發したる對支宣言により、他の一切の權利と共に當然支那に還付すべきであつた。而もロシアが此の最大の遺産を放棄せずして今日に及んで居るのは、ロシア革命の根本精神に背反するのみならず、此の特殊利益を強硬に固執することは、彼等自身、國家資本主義の本質を暴露し、帝國主義に墮しつゝある證據である。また支那がロシアに對し、東支鐵道の回收を主張することは當然の

要求であるが、然し支那が其の回收の手段を武斷的命令と暴力的行爲とに訴へたることは決して妥當とすべきではない。

ロシア及支那は、各々其の革命の根本精神に顧み、速かに問題の解決に努力すべきであると共に、我等は問題の據つて起るところの原因を究明し、常に東支鐵道問題の紛糾のみに止らず進んで東洋全局面の打開に貢献し、世界平和の基礎的工作に努むべきである。惟ふに東支鐵道問題の發生は支那國民革命發展途上に於ける一小波瀾に過ぎない。

支那國民の自覺と努力との結果が、やがて各種のより重大なる問題をもたらすことは必然である。而も支那に於ける革命の進展は、人類進歩の脈膊に連る不可避の大勢力なることも洞察し、日本は支那及支那民衆の各種の自主權回復の運動に對して充分の理解と同情とを以て之が達成に協力するの覺悟がなければならぬのみならず、支那問題の波瀾は東洋並に世界の平和に絶大なる關連をもち、一步を誤れば世界的大變亂を誘發するの恐れがある故に、日本が率先し

東支鐵道問題の紛糾は益々深刻を加へ、解決の困難をさへ豫想さるゝに至つた。元來東支鐵道は一九一九年ソビエツトロシアが發したる對支宣言により、他の一切の權利と共に當然支那に還付すべきであつた。而もロシアが此の最大の遺産を放棄せずして今日に及んで居るのは、ロシア革命の根本精神に背反するのみならず、此の特殊利益を強硬に固執することは、彼等自身、國家資本主義の本質を暴露し、帝國主義に墮しつゝある證據である。また支那がロシアに對し、東支鐵道の回收を主張することは當然の

かくして日本が支那の自立に對して指導的立場をとり、東洋並に世界平和の建設に向つて貢献することは、日本當然の使命であり、斯くすることが日本無産階級の經濟的立場を有利に展開する所以である。

- 昭和四月七月廿五日 中央執行委員會
- 七、現内閣の政綱批判並に我黨の主張表明の件
- 1、金解禁問題、
 - 2、財政政策、
 - 3、失業問題等に大別し翌日迄に原案を持ちより決定すること。

第十五回中央執行委員會

- 月日 八月廿九日
- 出席 片山、赤松、小池、宮崎、小山、鈴木
- 報告及協議事項
- 一、各地情勢報告

二、議案審議及議案の通過

議案として左記議案作成を各委員に附託す。

- 1、労働組合法案（片山、赤松、松岡）
 - 2、小作法案（片山、赤松）
 - 3、普選法改正案（松永、宮崎）
 - 4、治安警察法、出版法、新聞紙法（片山、松永）
 - 5、健康保險法改正案（片山、松永）
 - 6、俸給生活者保護法案（小池）
 - 7、失業保險法案、養老年金法案（小山）
 - 8、消費稅減法案（島中、松永）
 - 9、資本金稅案（島中、松永）
- 三、全農組合北海道同盟の我黨支持申込に關する件
- 同様なる他の申込みと共に農民總同盟に委託すること。

第十六回中央執行委員會

- 月日 九月五日
- 出席 片山、赤松、小池、小山、宮崎、鈴木、松岡